

消費者支援ネット

# ニュースレター

〒400-0834  
甲府市落合町 59-2  
電話 055-243-2443  
FAX 055-241-0597  
Mail [info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)

## 消費者講座「不当表示ってどんなもの!？」開催されました



1 日時：10月24日（火）13時30分～15時30分、「ぴゅあ」、参加者約40人。

講師：土平峰久氏（消費者庁表示対策課 統括係長）

### 2 開会挨拶・・・花輪理事長

参加者への御礼に続き、はるか昔から不当な事業や商売がある例えとして、紀元前250年頃の中国故事「矛と楯」の引用などを分かりやすく交えて挨拶いたしました。



### 3 講演内容・・・土平講師

#### (1) 「不当表示ってどんなもの!？」

- ① ユーモアある説明や質疑応答など楽しい講演でした。終了後も個別質問に対応いただき賑やかでした。
- ② 景品表示法の、「目的」「何が不当表示になるのか」「事業者側が不当表示をおこなったらどうなるのか」などが分かりやすく説明されました。
- ③ 優良誤認表示や有利誤認表示について、これまでの事例を資料にそって分りやすく説明されました。
- ④ 事業者が行う措置への指導及び勧告、公表や課徴金の説明があり、措置判断のポイントは消費者がどう受止めているか!にあるということでした。



#### (2) 2015年度～の委員会活動概要報告を行ないました。

大学生協東京事業連合チラシ（リポ払い注意喚起など）、キリンビバレッジ（商品表示見えない）、サントリーウェルネス（使い道の無いクーポン）への申入れや事業者から改善回答説明など参加者に消費者支援ネットの活動内容を知っていただく事ができました。（裏面参照）

### 4 主な質疑について（参加者からの質問に講師から丁寧な回答がありました）。

Q1 法律に「一般消費者」とあるが、一般でない消費者も存在するのでしょうか。

A1 消費者庁では「事業者と無関係の普通の消費者 = 一般消費者」と記載しています。時々、事業者関連の消費者（社員・家族）から、問題事案について「私は問題ないと思う」という意見が出されます。

Q2 先ほどの説明で「カニ（通販の案内と違うカニが届く）」の事例が説明されたが、これは「詐欺」であり、民法や刑法対象の裁判が必要になるのではないのでしょうか。

A2 ご意見の通りで裁判もあり得ます。しかし、裁判の場合は多くの費用や時間が掛かること、裁判を起こした人しか救われないことなどのため、消費者庁では全消費者を対象に、「違反商品名・広告など」について公表することで広く消費者に注意喚起をしています。

Q3 街中で、商品特長として「癌に有効」・「各国で特許取得」・「糖尿病に有効」といった表示・PRがされている。以前から気になっているが、どう考えれば良いのでしょうか。

A3 どう考えるかのポイントは、「裏付けとなる根拠があるかどうか、検証すること」です。

また、「癌や糖尿病に有効」表示は根拠がなければ厚労省管轄の薬事法違反になります。＜裏面に続く＞



やまなし消費者支援ネットからの  
「お知らせ」と「ご協力」のお願いです。

## 弁護士・司法書士・消費生活相談員など専門家委員会による、活動実績のお知らせ

- ● 弁護士・司法書士・消費生活相談員による不当表示等を調査し、  
是正勧告などを行なう「検討委員会」の活動事例です ● ●
- (1) 県外水道業者の「出張費見積もり無料」広告にも拘わらず、「料金請求された消費者からの情報」で、不当表示であることを申入れ、是正させました。
- (2) 県内探偵業者にクーリングオフ記載がなく法に違反していることを申入れ、是正させました。
- (3) 県外司法書士の過払金着入金・調査料は無料というHP記載について「有利誤認」に該当する恐れがある事を申入れ、HP記載を是正させました。
- (4) 県内相続成年後見団体の、商品通販について、「エンディングノート」等の販売価格表示及び申込の撤回・解除に関する記載がない（特商法違反）ことを申入れ、是正させました。
- (5) 県外中古車業者、健康食品業者等への申入れ（継続中）、ほか数件の案件を検討中です。

## 消費者・専門家による、消費者目線での活動実績のお知らせ



- ● 消費者中心の活動委員会では「はてな(?)」と思う勧誘チラシや広告の表示について、  
事業者に適切な表示にするよう申入れ、改善を実現しています ● ●
- (1) 大学生協勧誘チラシで「①リボ払い手数料」が、「②他より低くなっています」という推奨表示に新生のお母さんから心配の声が届き、リボ払い手数料（通常15%と割高）についてチラシの①推奨表示の削除及び②利用上の注意喚起掲載を申入れ、10都県・70近い大学生協で改善されることとなりました。
- (2) 大手通販サントリーウエルネスのチラシ「900円クーポン」表示は、クーポンの使い道が無く、購入を煽(あお)るためのクーポン表示ではないかと申入れ、キャンペーンの終了という形で改善されました。
- (3) 大手通販キリンビバレッジ商品「晴れと水」の①成分説明表示がほとんど読み取れないこと、②保存方法記載が不十分なため改善を申入れ、①・②の表示の改善の検討を進めるとの回答がありました。



## と一緒に活動いただける方、また消費者支援ネット活動を支えていただくための、ご協力のお願いです

- ◇不当表示等を差止めるなど消費者支援を強化するために、総理大臣による「適格消費者団体（現在全国で16団体）」認定が必要です。私たちも認定申請に向け準備を進めています。
- ・総理大臣認定のためには、不当表示等の差止めや消費者目線での被害未然防止等の活動、支えていただく会員数100名程度（現在約80名）、安定した財政基盤などが必要となります。
- ・是非、皆様のご加入ご協力をお願い申し上げます。どなたでも加入できます！正会員と賛助会員を選べます。詳細はご連絡後に郵送いたします。年会費はすべて活動費や維持費に使われ人件費予算は0円です。現在、弁護士・司法書士・消費生活相談員が合計35名、学識経験者・消費者など合わせて80名余の個人・団体がボランティアで活動しています。消費者被害防止に意欲のある皆様をお待ちしています。

◇連絡先：055-243-2443 Fax 055-241-0597

やまなし消費者支援ネット事務局。〒400-0834 甲府市 落合町 59-2

